

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1. 概要

平成 28 年度補正予算の成立に伴い、雇用保険法に基づく各種助成金について、制度の見直しや新設等を行うもの。見直しや新設の対象となるのは以下の助成金であり、内容の詳細は別紙のとおり。

1. 労働移動支援助成金
2. 65 歳超雇用推進助成金
3. 生活保護受給者等雇用開発助成金
4. 地域雇用開発助成金
5. 人材確保等支援助成金
6. キャリアアップ助成金
7. 地域活性化雇用創造プロジェクト（仮称）

### 2. 根拠法令

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項

### 3. 施行期日等

平成 28 年 10 月 補正予算成立後 公布・施行（予定）

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

### I. 雇用保険法施行規則の一部改正

#### 1. 労働移動支援助成金

##### (1) 再就職支援奨励金の見直し

- 在職中の早い段階から再就職にあたり必要となるスキルを習得させ、早期再就職を図るため、次の見直しを行う。
    - ・ 事業主が教育訓練施設等に委託をして訓練を行う場合の助成措置を新たに創設する。(訓練実施に係る委託経費の2/3 (上限 30 万円))
    - ・ 再就職支援を委託した職業紹介事業者が職業訓練を実施した場合の助成措置について、1人当たり6万円から、訓練実施に係る委託経費の2/3 (上限 30 万円)に拡充する。
- ※ 再就職支援分、グループワーク分については改正なし。

#### 【現行制度の概要】

再就職援助計画対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託した事業主に対して、当該委託に要する費用の一部として次のとおり助成（1人当たり上限 60 万円）

再就職支援に要した委託費用（1の事業主につき、最大 500 人まで支給）

		助成率	
		中小企業事業主以外	中小企業事業主
再就職 支援分	ア再就職支援 委託時	—	10 万円
	イ再就職 実現 後	通常	委託総額の 1/4 (1/3) からアの額を引いた額
		特例	委託総額の 1/3 (2/5) からアの額を引いた額
職業訓練（上限 18 万円）		6 万円/月 を上乗せ	
グループワーク		3 回以上実施で 1 万円を上乗せ	

※ ( ) は 45 歳以上の場合

## (2) 受入れ人材育成支援奨励金の見直し

### ① 早期雇入れ支援

- 平成 32 年 12 月 31 日までの間、生産性向上が図られた成長企業における、職業安定局長が定める条件に該当する早期雇入れに対する支給額を、一人当たり 40 万円から、80 万円（雇入れから 6 か月経過後に 40 万円、さらに 6 か月経過後に 40 万円）に引き上げる。

#### 【現行制度の概要】

再就職援助計画対象者等を離職後 3 か月以内に期間の定めのない労働者として雇用した事業主に対し、一人当たり 30 万円（職業安定局長が定める条件に該当する場合は 40 万円）を助成（1 の事業主につき、最大 500 人まで支給）

### ② 人材育成支援

- 再就職援助計画対象者等を雇入れ、訓練を実施した場合の助成額を拡充するとともに、生産性向上が図られた成長企業において、成熟産業から成長産業への労働移動を進めるといふ政策理念に沿うものとして職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行い、当該労働者に対して訓練を実施した事業主に対する助成を優遇する。

		現行の支給額	見直し後の支給額	
			通常助成	優遇助成（※）
OJT 実施助成		700 円/時	800 円/時	900 円/時
Off-JT	実施助成	800 円/時	900 円/時	1,000 円/時
	経費助成	上限 30 万円	上限 30 万円	

（※）職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行い、当該対象者に対して訓練を実施した場合

#### 【現行制度の概要】

再就職援助計画対象者等を期間の定めのない労働者として雇入れ、当該労働者に対し訓練（Off-JT 又は Off-JT+OJT）を実施した事業主に対し、次のとおり助成

- ・ Off-JT に対する助成：訓練に係る賃金及び経費相当分を支給  
1 訓練コース当たり 1 人につき、賃金助成として 1 時間 800 円（1,200 時間を限度）、経費助成として 30 万円を上限に支給
- ・ OJT に対する助成：訓練に係る実施費用相当分を支給  
1 訓練コース当たり 1 人につき、1 時間 700 円（680 時間を限度）

## 2. 65歳超雇用推進助成金

### ○65歳超雇用推進助成金の創設

「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていく必要があることから、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年年齢の引上げを行う企業に対する支援を拡充するため、本助成金を創設する。

#### 【新規事業の概要】

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、当該措置の内容に応じて以下の助成額を助成する。

#### 《助成金対象事業主》

- (1) 65歳への定年引上げを実施した事業主
- (2) 66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止を実施した事業主
- (3) 希望者全員を66～69歳の年齢まで継続雇用する制度を導入した事業主
- (4) 希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入した事業主

#### 《支給額》

上記(1) 100万円、(2) 120万円、(3) 60万円、(4) 80万円

## 3. 生活保護受給者等雇用開発助成金

### ○生活保護受給者等雇用開発助成金の創設

#### 【新規事業の概要】

地方公共団体とハローワーク等が締結した協定に基づき、ハローワークに支援要請があった生活保護受給者及び生活困窮者を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対し、助成金を支給する。

#### 《助成金対象事業主》

- ・生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主。

#### 《支給額》

- ・下記の額を雇入れから6か月経過後と1年経過後の計2回支給。

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
短時間労働者以外	30万円	25万円
短時間労働者	20万円	15万円

#### 4. 地域雇用開発助成金

##### ○地域雇用開発奨励金の見直し

平成 28 年熊本地震発生後に、熊本県において事業所を設置・整備し、求職者等を雇い入れる事業主に対して助成を行う特例メニューを創設する（施行日から起算して一年を経過する日まで）。

##### 【現行制度の概要】

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域求職者を雇い入れる事業主に対して、設置・整備費用及び増加した労働者数に応じて一定額を助成する。

## 5. 人材確保等支援助成金

### ○職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の見直し

- ・ 雇用管理制度助成について、助成対象となる雇用管理制度に短時間正社員制度（10万円支給）を追加（保育事業主のみ）。
- ・ 保育労働者雇用管理制度助成を創設（保育事業主のみ）。  
保育事業主が、就業規則又は労働協約を変更することにより賃金制度の整備（賃金テーブルの設定等）をした場合に50万円を助成する。  
また、計画期間終了後の目標の設定を義務付け、計画期間1年経過後の離職率に係る当該目標を達成できた場合には、60万円を追加で支給し、計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合には、さらに90万円を支給する。

### 【現行制度の概要】

#### ○雇用管理制度導入助成

「魅力ある職場づくり」に向けて、事業主が雇用管理改善につながる雇用管理制度を導入した場合又は介護事業主が介護福祉機器等の導入若しくは賃金制度の整備を行う場合に助成する。

- ・ 導入する制度に応じて、以下の合計額を支給。

評価・処遇制度 10万円

研修制度 10万円

健康づくり制度 10万円

メンター制度 10万円

- ・ 制度導入による効果として、計画期間終了後の離職率に係る目標の設定を義務付け、計画期間1年経過後の当該目標を達成できた場合に60万円を追加で支給。

#### ○介護福祉機器等助成

介護事業主が、介護福祉機器等の導入等に要した費用の1/2を支給（上限300万円）。

#### ○介護労働者雇用管理制度助成（平成33年3月31日まで）

- ・ 介護事業主が、賃金制度の整備（賃金テーブルの設定等）をした場合に50万円支給。
- ・ また、計画期間終了後の離職率に係る目標の設定を義務付け、計画期間1年経過後の離職率に係る当該目標を達成できた場合には、60万円を追加で支給し、計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合には、さらに90万円を支給する。

## 6. キャリアアップ助成金

### ○処遇改善コースの見直し

- ・ 中小企業事業主が有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定した場合、現行の助成額に加え、以下の助成額を支給
    - 対象者1人当たり14,250円（※1）（全ての賃金規定等改定の場合）
    - 対象者1人当たり7,600円（※2）（一部の賃金規定等改定の場合）
- （※1）職業安定局長の定める条件を満たす場合、18,000円  
（※2）職業安定局長の定める条件を満たす場合、9,600円

### 【現行制度の概要】

全ての又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定した場合に助成する。

≪支給額≫※カッコ内は中小企業事業主以外の事業主の額

#### ○全ての賃金規定等改定の場合

- ・ 1人～3人：1事業所当たり10万円（7.5万円）
- ・ 4人～6人：1事業所当たり20万円（15万円）
- ・ 7人～10人：1事業所当たり30万円（20万円）
- ・ 11人～100人：対象者1人当たり3万円（2万円）

#### ○雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定の場合

- ・ 1人～3人：1事業所当たり5万円（3.5万円）
- ・ 4人～6人：1事業所当たり10万円（7.5万円）
- ・ 7人～10人：1事業所当たり15万円（10万円）
- ・ 11人～100人：対象者1人当たり1.5万円（1万円）

※「職務評価」の手法を活用した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算

## 7. 地域活性化雇用創造プロジェクト（仮称）

### ○地域活性化雇用創造プロジェクト（仮称）の創設

#### 【新規事業の概要】

各都道府県の提案する産業政策と一体となって雇用を創出する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選定し、その費用について補助を行う。

# 参 考 资 料

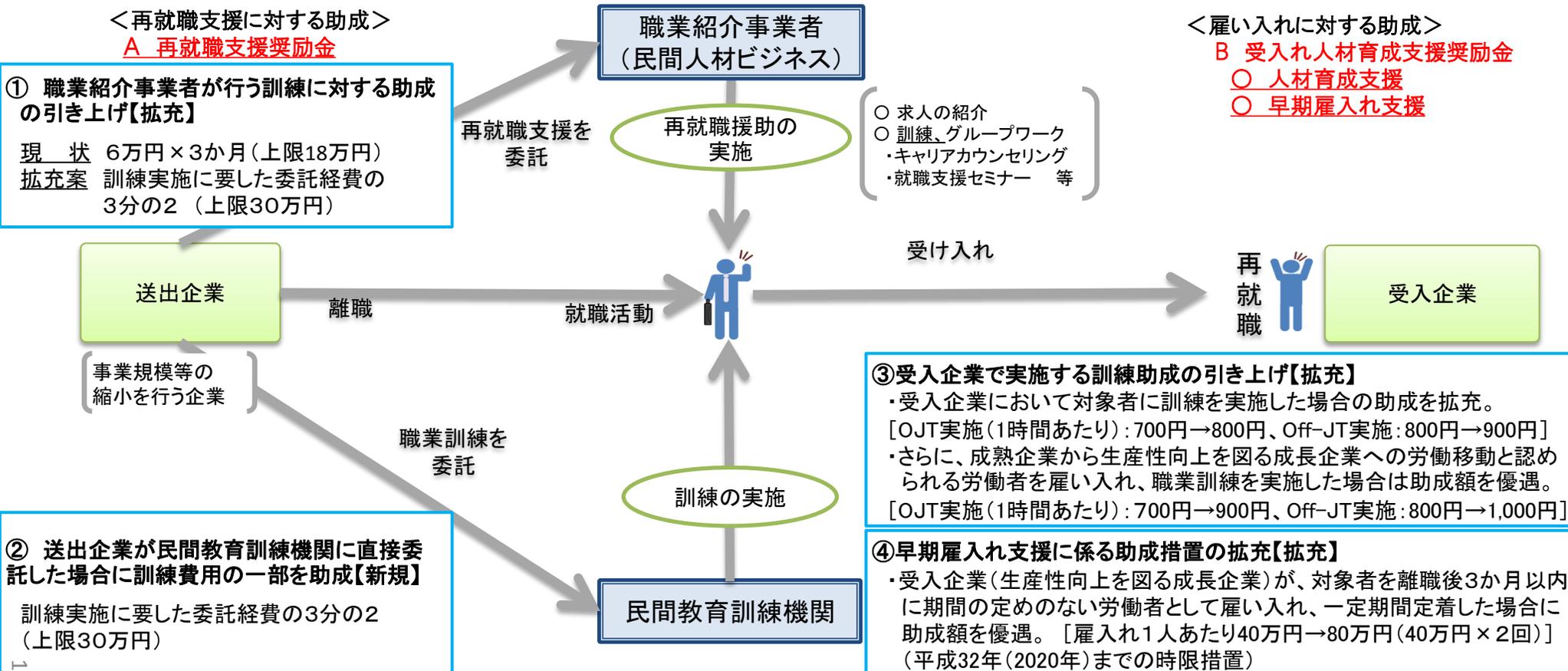
## 1 施策の目的

成熟分野で働いている労働者の円滑な労働移動を促進するため、労働移動における職業能力の開発支援及び早期雇入れ支援に対する助成措置を強化する。

## 2 施策の概要

- 事業規模の縮小等に伴う離職者の再就職に資する職業訓練を、職業紹介事業者への委託や民間教育訓練機関への直接委託により実施する事業主に対してその費用の一部を助成。(再就職支援奨励金)
- 事業規模の縮小等による離職者を雇入れ、職業訓練を実施する事業主に対する助成の拡充。さらに、**生産性向上が図られた成長企業において**職業訓練を実施する場合の助成を優遇(受入人材育成支援奨励金(人材育成支援))。
- **生産性向上が図られた成長企業における**早期雇入れ支援の助成を優遇(受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援))。

## 3 施策のスキーム



# 65歳超雇用推進助成金（仮称・新規）の概要

平成28年度補正追加額 676,000千円

## 趣旨

- ◆ 平成27年の「高年齢者の雇用状況」報告（厚生労働省発表）では、雇用確保措置を講じている企業の割合が99.2%に達しているものの、内訳を見ると65歳以上の定年引上げを行った企業の割合は15.7%、定年制を廃止した企業の割合は2.6%にとどまっており、依然多くの企業が65歳までの継続雇用制度を導入している。
- ◆ 60歳以上の高年齢者の就業意欲は高く、7割近くが65歳を超えてもなお働きたいと考えていることから、65歳以降の継続雇用延長・65歳までの定年引上げの取組を行う企業に対して重点的に支援することによって、高年齢者の就労機会の確保を図ることが今後の政策課題の一つと考える。
- ◆ 今般、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日・閣議決定）において、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援の実施が盛り込まれたことを受け、「65歳超雇用推進助成金（仮称）」を創設し、65歳以上への定年引上げ等を行う企業に対して重点的に支援を行うことで、65歳以降も希望者全員が安心して働ける雇用基盤を整備するとともに「一億総活躍社会」の実現を図る。

## 助成額

65歳への定年引上げ等を実施した事業主に対して、当該措置の内容に応じて以下の助成額を支給

65歳への定年引上げ	66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止	希望者全員を対象とする66歳～69歳の継続雇用制度の導入	希望者全員を対象とする70歳以上の継続雇用制度の導入
100万円	120万円	60万円	80万円

「一億総活躍社会」実現



## 支給するまでの流れ

65歳への定年引上げ等を労働協約又は就業規則で規定

規定した日の翌日から2ヶ月以内に支給申請

申請内容審査後、支給決定

# 生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置の新設

## 1 趣旨

平成28年度補正予算要求額 制度要求  
(平成28年度当初予算額 一円)

生活保護受給者等の多くは、傷病、精神疾患や家庭の事情等様々な阻害要因を複合的に抱えており、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、雇入れ事業主の雇入れ時の経費負担軽減を行うことにより、これらの者の就職を促進する。

## 2 内容

### (1) 対象事業主

生活保護受給者等を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

### (2) 助成対象期間

1年

### (3) 支給金額

短時間労働者以外の者 : 30万円(25万円)<sup>※1</sup> × 2<sup>※2</sup>

短時間労働者 : 20万円(15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

# 地域雇用開発奨励金

平成28年度補正追加額 制度要求  
(平成28年度当初予算額 33.2億円)

地域雇用開発促進法に基づき、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる地域(雇用開発促進地域)等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び増加した労働者数に応じて一定額を助成(1年ごとに3回の助成)

## 対象地域

地域雇用開発奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同意雇用開発促進地域(下記全ての要件を満たし、かつ厚生労働大臣が同意をした地域)             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上</li> <li>(2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下 ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1.0. 67未満の場合は0.67以下</li> </ul> </li> <li>○ 過去1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域</li> </ul>
熊本地震特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 熊本県全域 (施行日から1年間限りの暫定措置)</li> </ul>

## 助成金の内容

対象労働者の増加数及び設置・設備費用に応じて助成

<地域雇用開発奨励金>

(万円)

設置・整備費用	対象労働者の増加数(人)			
	3(2)~4	5~9	10~19	20~
300~1,000万円	50	80	150	300
1,000~3,000万円	60	100	200	400
3,000~5,000万円	90	150	300	600
5,000万円~	120	200	400	800

<熊本地震特例>

(万円)

設置・整備等費用(注1)	対象労働者(注2)の増加数(人)		
	3(2)~4	5~9	10~
300~1,000万円	100	160	300
1,000~3,000万円	120	200	400
3,000~5,000万円	180	300	600
5,000万円~	240	400	800

※ 中小企業の場合は、1回目の支給時に1/2の額を上乗せ、創業の場合は1回目の支給時に同額を上乗せ

※ 大規模雇用開発計画に係る特別措置(同意雇用開発促進地域のみ)  
設置・整備に要した費用が5億円以上かつ雇い入れ100人以上の雇い入れの場合は1億円、雇い入れ200人以上の場合は2億円の助成

※ 戦略産業雇用創造プロジェクトまたは地域活性化雇用創造プロジェクト(仮称)指定事業主に対する特別措置:雇い入れ1人あたり 50万円上乗せ

注1:復旧に伴う新たな設置・整備として、修繕・修理、また、宿舍借り上げ経費や通勤バス経費も含む

注2:地震発生から施行日前日までに当該事業所で雇用されていたことがある者も含む

※ 大規模雇用開発計画に係る特別措置  
設置・整備に要した費用が5億円以上かつ雇い入れ100人(200人)以上の雇い入れの場合は1億円(2億円)の助成

※ 戦略産業雇用創造プロジェクトまたは地域活性化雇用創造プロジェクト(仮称)指定事業主に対する特別措置:雇い入れ1人あたり 50万円上乗せ

# 保育関連事業主に対する職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の拡充

平成28年度補正予算要求額 **制度要求**  
(平成28年度予算額 5,963,840千円)

## 目的

- 雇用管理改善(魅力ある職場づくり)を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成を行うことにより、労働者の職場定着を促進させ、人材不足の解消、魅力的な雇用創出を図る。

## 経済対策における対応

- 保育分野における人材確保は喫緊の課題であることから、制度導入助成の対象となる雇用管理制度に短時間正社員制度(保育関連事業主)を新設するとともに、保育関連事業主が離職率の低下を図るため賃金テーブルの整備を行う場合の保育労働者雇用管理制度助成の新設を行う。

## 事業概要

- 事業主が、雇用管理改善につながる以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入した場合に助成金を支給する。

### ○ 雇用管理制度助成

#### (1) 制度導入助成

保育関連事業主が短時間正社員制度を導入した場合に10万円を助成する(新設)。

※既存制度では、業種・分野を問わず事業主が以下の①～④の制度を導入した場合に助成している。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ①評価・処遇制度:10万円 | ②研修制度:10万円   |
| ③健康づくり制度:10万円 | ④メンター制度:10万円 |

#### (2) 目標達成助成(60万円)

事業実施前に策定する雇用管理制度整備計画において、制度導入による効果として、計画期間終了から1年経過後の離職率低下に係る目標の設定を義務づけ、当該目標を達成できた場合、(1)の助成に加え、60万円を助成する(既存制度と同様)。

### ○ 保育労働者雇用管理制度助成【対象事業主:保育関連事業主】(新設)

#### (1) 制度整備助成

賃金制度を整備(賃金テーブルの設定等)した場合、**50万円**を助成。

#### (2) 目標達成助成

上記1(2)と同様、計画期間終了から1年経過後の離職率低下に係る目標を達成できた場合、(1)の助成に加え、**60万円**を助成。

また、計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合、さらに**90万円**を助成。

### <離職率低下目標>

事業所規模 (雇用保険 一般被保険者数)	離職率 低下目標
1～9人	△15%ポイント
10～29人	△10%ポイント
30～99人	△7%ポイント
100～299人	△5%ポイント
300人～	△3%ポイント

※計画策定時点の離職率－離職率低下目標が0%ポイント未満の場合、離職率0%を達成目標とする。

# キャリアアップ助成金（賃金規定等改定）の見直し

平成28年度補正予算要求額 制度要求  
(平成28年度予算額 41,045,208千円)

## 内容

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成

## H27年度

- 人数に応じた助成

### 【助成額】

全賃金規定等改定  
1人当たり 3万円(大企業2万円)

雇用形態又は職種別の賃金規定等改定  
1人当たり 1.5万円(大企業1万円)

※1 「職務評価」の手法の活用により実施した場合  
1事業所当たり20万円(大企業15万円)加算

※2 1年度1事業所当たり100人まで

## H28年度

- 10人までを定額助成(3区分)とし、11人以降は人数に応じた助成とする。

### 【助成額】

区分	全賃金規定等改定		雇用形態・職種別賃金規定等改定	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
1人～3人	10万円	7.5万円	5万円	3.5万円
4人～6人	20万円	15万円	10万円	7.5万円
7人～10人	30万円	20万円	15万円	10万円
11人～100人	33万円～ 300万円 (3万円×人数)	22万円～ 200万円 (2万円×人数)	16.5万円～ 150万円 (1.5万円×人数)	11万円～ 100万円 (1万円×人数)

※1 「職務評価」の手法の活用により実施した場合  
1事業所当たり20万円(大企業15万円)加算

※2 1年度1事業所当たり100人まで

※3 <拡充予定> 中小企業において3%以上増額した場合、  
全ての賃金規定等改定: 1人当たり14,250円(※18,000円)を加算、  
雇用形態別・職種別等の賃金規定等改定: 1人当たり7,600円(※9,600円)を加算  
(※ 生産性の向上が認められる場合)

# 地域活性化雇用創造プロジェクト (仮称)

平成28年度補正追加額 30.3億円  
(平成28年度当初予算額 -円)

## 事業目的

産業政策と一体となった安定的な雇用機会を創出することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図る。

## 事業概要

- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選定。プランを選定された都道府県は、地域の関係者(自治体、経済団体(企業)、金融機関、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施(既存の協議会の活用等も可能)
  - 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけられる業種を指定の上、実施
  - 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の10割(初年度のみ)を補助(雇用創造効果に応じて年間上限10億円)
- <補助対象> 全都道府県

## 事業内容

以下の取組により、都道府県が行う安定的な正社員雇用の創造のための独自の事業を支援。

コース名	地域産業活性化コース	地域雇用活性化コース
対象産業	製造業等	全産業
費用対効果の上限額	雇用創出一人あたり250万円以内	雇用創出一人あたり150万円以内
支援メニュー	ア. 事業推進・基盤整備メニュー 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備。	
	イ. 事業主向け雇用創造メニュー 新規創業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など地域の雇用機会の拡大を図る取組の支援等	イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー 有識者等の派遣による雇用管理改善の指導や研修・セミナー等を実施
	ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施	
	エ. 指定事業主雇用助成メニュー 指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発奨励金に上乗せする形で助成する取組を実施	

## 事業スキーム

